

豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス虐待防止の為の指針

1 基本的な考え方

豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、虐待の早期発見、早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

2 担当者

担当者は次に掲げる者とする。

- (1) サービス提供責任者

3 委員会の開催について

委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 別紙社会福祉法人豊明市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱に準ずる。

4 担当者の業務

- (1) 職員倫理綱領（全国ホームヘルパー協議会 倫理綱領 平成16年5月10日決定）を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 訪問介護マニュアルの「虐待の分類」について、職員に周知する。
- (3) 担当者は、受付記録を作成し管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (4) 「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行う。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合に対応する。
- (7) 成年後見制度の利用支援の情報を提供する。
- (8) 苦情受付担当者は訪問介護リーダーとし、虐待に係る苦情解決に向けて対応する。
- (9) 身体拘束等の適正化のための対策を年1回以上検討する。
- (10) その他、法令及び制度の変更のあるごとに、指針等の見直しを行うこととする。
- (11) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の判断に困る場合は、豊明市社会福祉協議会虐待防止委員会に諮る。

5 担当者の責務

- (1) 担当者は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 担当者は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- (3) 担当者は、多職種連携において利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は協議し、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- (4) 担当者は虐待及び虐待の疑いがある場合は、速やかに市町村の窓口に通報する。た

だし、発見者が通報するのを妨げるものではない。

6 守秘義務

担当者は会議及びこの活動を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

7 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

8 その他虐待の防止の推進について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 職員が養護者による虐待を発見した場合又は担当者が養護者による虐待に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。
- (3) 事業者は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
 - 1) 利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
 - 2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市町村に通報を行う。
 - 3) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けることがないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - 4) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。